

神奈川県

平塚市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
企業立地等促進事業（施設整備助成）	H22. 4	<p>〈対象地域〉</p> <p>○工業地域、工業専用地域、平塚市五領ヶ台研究研修パーク（めぐみが丘）、ツインシティ大神地区、市街化調整区域で開発行為の許可が得られた地域、準工業地域（9,000㎡以上）</p> <p>〈対象企業〉</p> <p>○日本標準産業分類に定める製造業及び付随する研究所、情報通信業、自然科学研究所の新設又は増設</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>○事業所等の新設又は増設</p> <p>○投下資本額：大企業3億円以上、中小企業5,000万円以上</p> <p>※1. 企業の新規立地並びに拡張に要した費用のうち、土地、家屋及び償却資産の取得に要した費用総額。ただし、土地又は償却資産の取得のみは適用除外とする</p> <p>※2. 対象施設の操業開始から3ヶ月以内の申請</p>	<p>○固定資産税及び都市計画税相当額の1/2の額を土地の取得がある場合、また、市内に本社を有する場合は7年間。土地の取得がない場合は5年間助成</p> <p>○限度額：市内発注奨励助成、企業立地奨励助成と合わせて累計5億円</p>
企業立地等促進事業（市内雇用創出助成）	R4. 4	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>〈適用要件〉</p> <p>○施設整備助成適用企業事業所等の新設又は増設に伴い、当該事業所で常用の従業員として雇用（新規雇用助成）、または、新設等した建物で勤務するために市外事業所の従業員が市内に転入し（転入助成）、一定期間以上、居住、雇用し続けた場合</p>	<p>○1人につき大企業は30万円、中小企業は50万円</p> <p>○新規雇用助成は、20歳未満又は65歳以上又は障害者の雇用の促進等に関する法律で定める障害者を雇用した場合、雇用奨励加算として、1人につき20万円を加算</p> <p>○限度額：新規雇用助成、転入助成で各1,000万円</p>

<p>企業立地等促進事業(環境設備助成)</p>	<p>H22.4</p>	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>○施設整備助成適用企業で、雨水活用設備(有効貯水量 10 m³以上)、太陽光発電設備(発電能力 10kw 以上)、風力発電設備、蓄電設備を導入した場合(1事業1回限り)</p>	<p>○雨水活用設備</p> <p>貯水量1m³につき、5万円を乗じた額(限度額 100 万円)</p> <p>○太陽光発電設備</p> <p>発電能力1kw につき、10 万円を乗じた額(限度額 300 万円)</p> <p>○風力発電設備</p> <p>発電能力1kw につき、5万円を乗じた額(限度額 100 万円)</p> <p>○蓄電設備</p> <p>設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額(限度額 100 万円)</p>
<p>企業立地等促進事業(市内発注奨励助成)</p>	<p>H26.4</p>	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>施設整備助成適用企業で、建設工事等によって新規に取得する家屋・償却資産について、元請・一次下請けとして市内事業者が発注し、支払をした場合</p>	<p>○請負額の5%を初年度に限り助成</p> <p>○限度額:300 万円。また、施設整備助成・企業立地奨励助成と合わせて累計5億円</p>
<p>企業立地等促進事業(企業立地奨励助成)</p>	<p>H26.4</p>	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>施設整備助成適用企業で、研究所や情報通信業を行うため、又は 5,000 m²以上の用地取得の場合</p>	<p>○対象固定資産税等相当額の 1/2 を初年度に限り助成</p> <p>○限度額:施設整備助成・市内発注奨励助成と合わせて累計5億円</p>
<p>企業立地等促進事業(持続可能な経営奨励助成)</p>	<p>H29.4</p>	<p>○対象地域・対象企業は上記のとおり</p> <p>(適用要件)</p> <p>施設整備助成適用企業で、次の条件を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。 ・事業継続計画(BCP)を策定している。 ・イクボス宣言企業として本市に登録されている。又はくるみん認定等を受けている。 ・事業所内保育施設を設置し、運営している。 ・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川 100」の認定を受けている。 	<p>○該当する条件1件当たり 30 万円を助成</p> <p>※同一の条件に対する助成は、1回限り</p>

		・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。	
フェスタロード・オフィス開設支援事業(オフィス開設補助金)	R7.4	<p>〈主な要件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新オフィスでの事業継続が3年以上見込まれる事業者 ・フェスタロードに面したビルの2階以上に開設するオフィス ・主たる業務が事務所機能 ・賃貸借契約による入居で、床面積が50㎡以上 ・新オフィスに常駐する正規雇用者が5名以上 <p>〈「引越し及び改装」に要する経費の要件〉</p> <p>市外の法人による新オフィスの開設又は、市外にある本社機能の移転であること</p> <p>〈「改装」に要する経費の補助の要件〉</p> <p>①市内移転 廃止する市内の既存オフィスより100㎡以上広く、かつ、正規雇用者が5名以上増加していること</p> <p>②市内追加開設 市内の既存オフィスの規模・面積を維持した開設であること</p> <p>③新規起業 金融機関や専門家等と調整した持続可能な事業計画となっていること</p>	<p>〈改装に要する経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助率5/10(上乗せあり、最大8/10) ・床面積ごとに補助上限額あり(80万～540万円) <p>〈引越しに要する経費〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本補助率5/10(上乗せあり、最大7/10) ・床面積ごとに補助上限額あり(20万～110万円) <p>〈正規雇用者補助〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常駐する正規雇用者6名から15名の部分について、1人につき10万円を補助(補助上限額100万円)

詳しくはこちら([かながわ産業立地情報](#))